

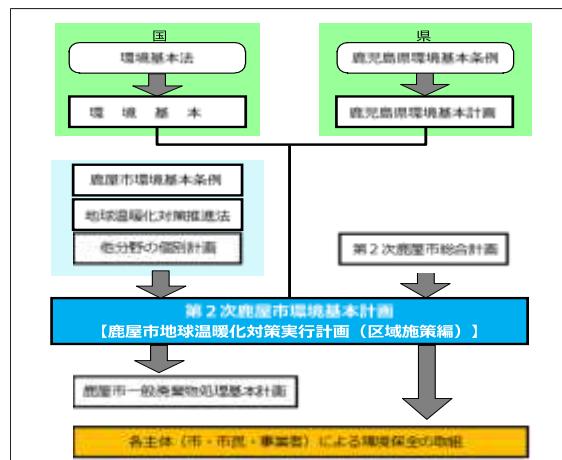
計画策定の趣旨と見直しの背景

鹿屋市（以下「本市」という。）では、「鹿屋市環境基本条例」第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2（2020）年3月に「第2次鹿屋市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「未来につなごう ひとと自然環境にやさしいまち かのや」を目指すべき環境像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできました。

計画策定から5年が経過し、環境を取り巻く問題は世界規模で深刻化しており、地球温暖化の進行に伴い、今後、極端な気温や降水などのリスクが更に高まることが予想されています。

このような世界や国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の基本的事項や目指す環境像等の基本的枠組みはそのまま継承しつつ、計画内容の見直しを行いました。

本計画中の第4章第4節地球環境については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく区域施策「鹿屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとして策定しておりましたが、当該部分については、令和6（2024）年3月にゼロカーボンシティかのや推進計画として、改訂を行っていることから、今回の中間見直しでは、ゼロカーボンシティかのや推進計画の内容を一部抜粋して記載しております。



計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画の対象期間とし、令和6（2024）年度において、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、計画の見直しを行いました。



計画の進行管理

施策の効果及び目標の達成度については、環境指標を基に評価検証を実施し、必要に応じて関係機関との連携強化や計画の見直し・修正などを行います。

また、計画の推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、計画（Plan）、実行・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行う「PDCAサイクル」により管理し、環境の継続的な保全の取り組みに努めます。

《環境マネジメントシステムの考え方》



環境像

未来につなごう ひとと自然環境にやさしいまち かのや

めざす方向

環境負荷の
「低減」

健全な物質・
生命の「循環」

健全な生態系の
「維持・回復」

自然と人間との
「共生」や地域間
の「共生」

施策目標

生活・快適環境



○水環境の保全

○大気環境の保全

○土壌環境の保全

○快適な住環境の
確保

ごみの減量・
リサイクル



○ごみの減量・
リサイクルの推進

自然環境



○自然環境の保全

地球環境



○脱炭素に向けた
行動変容

○持続可能な循環
型社会形成の推進

○再生可能エネルギーの
導入・活用の推進

○脱炭素のまちづくりの推進

○農林水産分野の
取組推進

環境学習



○環境学習・教育の
推進

○環境パートナー
シップ